

答 申

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 24 年 7 月 15 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、以下に関する公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ① 過去 5 年間に林地開発途上で許可の内容と異なる行為が行われた事を発見した記録の全部（以下「請求事項①」という。）
- ② 過去 5 年間に林地開発の完了があった場合に、許可内容との整合又は適合しているかどうかの確認記録の全部（以下「請求事項②」という。）
- ③ ①②の内容と異なるか、整合又は適合していなかった時、その開発事業目的が他の許認可制度にも関係し、その内容が違法を伴う事を疑われた場合に、付随する関係機関との間で行われた事務記録の全部（以下「請求事項③」という。）

2 処分及び異議申立て

（1）開示決定

実施機関は、平成 24 年 8 月 8 日付け森政第 987 号で、請求事項①及び請求事項②に対する部分開示決定並びに請求事項③に対する非開示決定の処分を行い、異議申立人に通知した。

（2）本件処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 8 月 28 日付けで、前記（1）の処分のうち、請求事項①について「(1)H20 違反、(2)H22 違反、(3)H22 違反、(3)H23 違反、(4)H24 違反」（以下「本件文書」という。）を特定した部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（昭和 27 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査会への諮問

実施機関は、平成 24 年 9 月 3 日付けで、条例第 19 条の規定により、本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、不足する部分を加えて開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「違法状態にある私の土地への適正な措置を行ってもらうために、富山県が類似事案にどのような姿勢で取り組んできたか、また、今後どのように適正な措置と運用責任をとることを求めれば良いのかを知るために」今回の開示請求を行ったところ、異議申立人の求める情報やその目的を承知していながら開示していない部分がある。
- (2) 異議申立人は、開示請求書に条例第6条第1項第2号で規定する「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載したが、実施機関は、「記録の全部」であることを明らかにするリストなどを同人に対して提示せず、また、当該開示請求書に「詳しくは連絡先に問い合わせてください。」と明記したにもかかわらず、請求内容を同人に確認しないまま開示決定している。
- (3) 「林地開発途上で許可の内容と異なる行為が行われた事を発見した」ことについて、違反行為であると判断した根拠資料が存在するはずだが、開示していない。
- (4) 「記録の全部」には、県のいくつかの機関が関与したとりまとめに至るまでのメモも含まれ、それは、業務上作成し又は受け取った文書で業務の用に供したものであり、公文書に該当するにもかかわらず、開示していない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において説明する本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示請求のあった「発見した記録の全部」については、開示請求の趣旨を踏まえ、過去5年間（平成20年度～同24年度）において森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に違反した林地開発行為（以下「法違反行為」という。）を発見した記録の全部を特定し、非開示情報（個人情報、法人等情報）を除き部分開示決定した。
- (2) 関係機関との間で行われた事務記録に関して、所管の県出先機関との打合せ記録については本件処分において開示し、他部局との打合せ記録については作成していないため公文書不存在として非開示決定をした（平成24年8月8日付け森政第988号）。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

本件文書は、部分開示決定通知書において、法違反行為を発見した年度により、「(1)H20 違反」、「(2)H22 違反」、「(3)H22 違反」、「(4)H23 違反」及び「(5)H24 違反」と表記されているが、それらの内容は以下の(1)～(6)に分類できる。

- (1) 県農林振興センター（以下「センター」という。）所長が取りまとめ、同所長が知事

- に報告した「違反行為調査書」、「違反行為経過書」及び「復旧完了確認調査書」
- (2) 事業者（違反行為者）が知事（提出先はセンター所長）に提出した「顛末書」、「復旧計画書（変更があった場合は「復旧変更計画書」。以下同様。）」及び「林地開発行為復旧完了届」
- (3) 上記(1)及び(2)の書類を添付し、センター所長が知事に副申した文書
- (4) 知事が、「復旧計画書」又は「林地開発行為復旧完了届」を受理した旨を事業者に対して通知する文書案の回議文書（県農林水産部長がセンター所長に対して通知するものを含む。）並びに決裁後知事が事業者に対して通知した文書の写し
- (5) 上記(1)～(4)の書類に添付された地図や図面、写真帳等
- (6) センター職員が作成し実施機関（森林政策課）が保有する、上記事例に係る所管の県出先機関と森林政策課との間の打合せ記録

2 本件文書以外の本件対象公文書の存否について

異議申立人は、前記第3の2（1）のとおり、実施機関が同人の求める情報や請求目的を承知していながら、本件処分において開示していない公文書があると主張するので、以下、本件文書以外に、請求事項①の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）が存在するか否かについて検討する。

- (1) 実施機関は、請求事項①に対して、過去5年間に、法第10条の2第1項の許可に附した同条第4項の条件に違反して林地開発行為が行われた事例（以下「法違反事例」という。）に関する各公文書を特定した。

法第10条の2第1項においては、地域森林計画の対象となっている私有林（一部適用除外あり）について、政令で定める規模（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3により、原則、土地の面積1ヘクタールと規定）を超える開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定し、同条第4項においては、知事は当該許可に条件を附することができるかと規定している。

実施機関は、本件処分において法違反事例について上記各公文書を特定した理由について、当該各事例は、林地開発行為に係る森林の境界の変更又は森林の面積に増減が生じたにもかかわらず、富山県森林法施行規則（平成12年富山県規則第13号）第16条第1項の規定により必要な変更許可申請を行わず開発行為に及んだことで、申請図書の内容に従って林地開発行為を行うことという知事が附した許可の条件に違反するものであると説明する。

請求に係る公文書の特定に関し、審査会で実施機関に意見聴取し、また、上記法令等も確認した上で本件文書が本件対象公文書に該当するか否かを見分し、また、審査会事務局職員をして実施機関の執務室及び書庫を調査させたところ、本件文書以外に法違反事例に関する公文書は確認できなかったことから、本件文書以外に本件対象公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

なお、前記第3の2（3）の異議申立人の主張に対して、実施機関は、開示請求のあつ

た公文書の内容は「過去5年間に林地開発途上で許可の内容と異なる行為が行われた事を発見した記録の全部」であるところ、同人が開示を求めていると推量される文書は「許可の内容と異なる行為を発見した」根拠資料には該当せず、かつ、「過去5年間」より前に作成されたものであることから、本件対象公文書に該当しないと説明する。

異議申立人が開示を求めていると実施機関が推量する当該文書についても、審査会が実施機関に意見聴取し、また、上記法令等も確認した上で見分したところ、当該文書が本件対象公文書に該当しないとする実施機関の説明に特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

- (2) 前記第3の2(4)の異議申立人の主張に対して、実施機関は、前記第4(2)の説明のとおり、本件処分において部分開示している所管の県出先機関との打合せ記録を除き、公文書不存在として非開示決定処分したと説明する。同人は、当該非開示決定処分に対する異議申立てをしていないから、当該非開示決定処分に係る審議は必要ないが、事務局職員をして調査させたところ、前記第5の1(6)の文書以外に、関係機関との打合せ記録の存在は確認できなかった。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、前記第3の2(2)のとおり、実施機関が開示決定するときに、「記録の全部」であることを明らかにするリストなどを提示せず、また、請求内容を同人に確認しないまま開示決定していると主張する。

条例上、実施機関は開示請求に係る公文書を開示しなければならないが(条例第7条)、開示対象たる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であり(条例第2条第2項)、開示請求者の求めに応じ公文書のリスト類を新たに作成すべき義務までではない。

また、異議申立人は、本件開示請求書の「請求する公文書の内容」欄に、所要事項を記載した末尾に「詳しくは連絡先に問い合わせして下さい。」と付記しているところ、開示請求書に記載された内容により当該請求に係る公文書の特定が十分に可能であるような場合にまで、実施機関が開示請求者に問い合わせる必要性は認められない。

以上のとおり、実施機関の対応に違法又は不当な点は認められない。

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成24年 9月 3日	実施機関から諮問書を受理
平成24年10月 1日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成24年10月12日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成24年10月25日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成25年8月7日 (第114回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成26年2月27日 (第120回審査会)	審議
平成26年3月27日 (第121回審査会)	審議
平成26年4月22日 (第122回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社監査役	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
H26.1.31 まで 小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
H26.2.1 から 西 岡 秀 次		
H25.6.30 まで 八 木 保 夫	富山大学名誉教授	会 長
H25.7.1 から 竹 地 潔	富山大学経済学部教授	